

浦添市広告入り子育て支援情報誌作成要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浦添市が配布する子育て支援情報誌の作成に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 子育て支援情報誌の作成においては、企業等の広告を掲載し無償で作成するものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 広告入り子育て情報冊子 母子保健事業や乳幼児健診、予防接種、育児に関する情報、相談先一覧等の情報に加え、企業等の広告を掲載した情報誌をいう。

(2) 無償提供者 広告入り子育て支援情報誌を作成し、市に無償で提供する者をいう。

(3) 広告主 無償提供者が作成する子育て支援情報誌に広告を掲載する者をいう。

(無償提供者の募集方法)

第3条 無償提供者の募集は、公告及び市ホームページに掲載して行うものとする。

2 募集期間及び無償提供者の選定基準その他募集に関し必要な事項については、募集要項で定めるものとする。

(選定審査会の設置)

第4条 市長は、無償提供者を決定するにあたり、浦添市広告入り子育て支援情報誌無償提供者選定審査会（以下「選定審査会」という。）を設置するものとする。

2 選定審査会の構成員は、委員長にこども未来部長、副委員長にこども家庭課長とし、委員は委員長が指名する職員とする。

(無償提供者の候補の決定方法)

第5条 第3条の規定により申込みを受けたときは、提案内容、業務実績等について選定審査会にて審査し、無償提供者の候補を決定するものとする。

2 前項の評価で最高順位者が複数あるときは、抽選により無償提供者の候補を決定するものとする。

3 市長は、無償提供者の候補を決定したときは、応募者に対し、その結果を浦添市広告入り子育て支援情報誌無償提供者選定結果通知書により通知するものとする。

(協定書の締結)

第6条 市長は、前条により決定した無償提供者の候補と、子育て支援情報誌の内容等について協議を行い、これらが整った場合には、浦添市広告入り子育て支援情報誌作成に関する協定を締結するものとする。

(広告掲載基準等)

第7条 掲載できる広告は、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民等に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材派遣に類するもの
 - (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
 - (5) 誇大表示又は不当表示、その他表現方法等が不適切なもの
 - (6) 公益性及び公共性が認められないもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市が掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの
- (注意事項)

第8条 無償提供者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について事前に市長と協議し、市長の承諾を得た後に作成しなければならない。

2 無償提供者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

3 無償提供者は、子育て支援情報誌の数量及び納品の時期並びに場所について、市長の指示に従わなければならない。

(無償提供者の義務)

第9条 無償提供者は、子育て支援情報誌の内容に関し、苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

2 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において子育て支援情報誌を提供するものとする。

3 無償提供者は、広告及び広告主に重大な問題が生じたときは、速やかに市長に報告を行わなければならない。

4 無償提供者は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に違反していると市長が判断したときは、これに代わる子育て支援情報誌を提供しなければならない。

(経費の負担)

第10条 子育て支援情報誌の作成に関する一切の経費については、無償提供者の負担とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、子育て支援情報誌の作成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年9月28日から施行する。